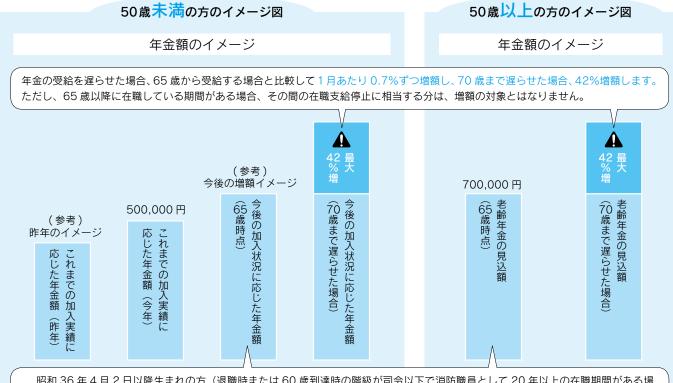
## 「ねんきん定期便」の様式が変更になりました

- 数字の文字サイズを大きくし、見やすくなりました。
- 65 歳から年金を受給せず、年金の受給を遅らせる(年金の繰下げをする)場合に、遅らせた期間に応じて年金額が増額するイメージ図が追加になりました。



昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの方(退職時または 60 歳到達時の階級が司令以下で消防職員として 20 年以上の在職期間がある場合は昭和 42 年 4 月 2 日以降生まれの方) は 65 歳から老齢年金が支給されます。

それ以前に生まれた方は、65 歳前から老齢年金が支給されますが、受給を遅らせることができるのは、65 歳から支給される年金です。(65 歳前の年金の受給を遅らせることはできません)